

青森労働局からのお知らせ

令和5年4月5日

「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の 取組強化期間」(3/15~5/31)の実施について

厚生労働省では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の均衡のとれた待遇を確保していくため、不合理な待遇差の是正に向けて、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けて取り組んでいるところですが、令和5年3月15日から5月31日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金引上げの確実な波及を目指し集中的な取組を展開しております。各企業において、賃金引上げに取り組む際には、同一労働同一賃金の観点を踏まえ、非正規雇用労働者の賃金引上げについても併せて取り組んでいただきますようお願いいたします。

詳しくは、厚生労働省ホームページ（報道発表資料）をご覧ください。

URLはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31941.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 電話番号 017-734-4211

「青森働き方改革推進支援センター」をご利用ください

～働き方改革に取り組む事業主を支援します！～

働き方改革の推進に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足解消に向けた人材の確保・定着等に向けた取組を支援するため、中小企業・小規模事業者等に対する技術的な相談支援を目的として、青森労働局との契約により、専門家が電話・メール・来所相談による個別相談支援、企業へのコンサルティング、事業主向けセミナーの開催などを無料で行いますので、お気軽にご利用ください。

相談コーナー 青森市本町5丁目5-6（青森県社会保険労務士会館）

電話番号 0800-800-1830（フリーダイヤル）

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く）

詳しくは、厚生労働省ホームページ（報道発表資料）をご覧ください。

URLはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 電話番号 017-734-4211